

福島県園芸産地における事業継続強化対策事務取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、園芸産地における事業継続強化対策の実施について、次に定めるもののほか細部の事務取扱について定めるものとする。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号)
- 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)
- 園芸産地における事業継続強化対策補助金交付要綱(令和3年1月29日付け2生産第1799号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。)
- 園芸産地における事業継続強化対策実施要綱(令和3年1月29日付け2生産第1800号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。)
- 園芸産地における事業継続強化対策実施要領(令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。)
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(平成31年4月1日付け30食産第5395号、30生産第2220号、30政統2193号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知。以下「国事務取扱」という。)
- 福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年10月27日福島県規則第107号。以下「規則」という。)
- 福島県補助金等の交付等に関する規則の運用について(昭和45年10月28日45財第136号福島県総務部長通達)
- 福島県強い農業づくり交付金交付要綱(平成17年4月1日付け17生流第230号農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。)

(事業実施計画の提出)

第2 取組主体の長(国実施要綱別表に定める取組主体の長。)は、国実施要領第7の3(1)で規定する産地事業計画書(国実施要領別記様式第1号別添)を作成し、当該取組主体の主な事務所が所在する市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、産地事業計画承認申請書(第1号様式)を作成し、福島県農林事務所長(以下「所長」という。)を経由し福島県知事(以下「知事」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。

3 知事は、国実施要領第7の3(2)に基づき審査を行い、その結果適当と認められるときは、所長を経由し市町村長に対し、承認を行うものとする(第2号様式)。

4 1の規定にかかわらず、福島県農林事務所の域を越える広域的な交付事業者等(以下「直接交付事業者」という。)の長は、直接知事に提出し、承認を受けるものとする。

5 産地事業計画書については、年度ごとに作成するものとし、事業実施期間中、毎年度当該計画について1及び2の手続きを行うものとする。

(補助金の割当内示)

- 第3 国から補助金の割当内示を受けた福島県農林水産部長（以下「部長」という。）は、予算の範囲内で所長に対し、補助金の割当内示を行うものとする（第3号様式の1）。
- 2 所長は、配分された補助金枠の範囲内で、市町村長に対し、補助金額を割当内示するものとする（第3号様式の2）。
 - 3 部長は、直接交付事業者に対しては、1の規定にかかわらず、直接補助金額の割当内示をすることが出来るものとする（第3号様式の2）。

(補助金交付申請書の提出)

- 第4 市町村長は、第3の2の規定による補助金額の割当内示があったときは、別に指示された日までに県交付要綱第3条第1項による補助金交付申請書を所長に提出するものとする。この場合の様式は「強い農業づくり交付金」を「園芸産地における事業継続強化対策」と読み替えるものとする。
- 2 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

- 第5 知事又は所長は、交付対象事業にかかる補助金の交付を決定したときは、市町村又は直接交付事業者（以下「交付事業者等」という。）の長に対し交付決定通知書（第4号様式の書例を参照すること。）を交付するものとする。
- 2 所長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付申請書の写し及び交付決定通知書の写しを部長に送付するものとする。

(着手制限)

- 第6 国実施要領第7の6（1）のただし書きの規定に基づき、取組主体が交付決定前に事業の着手を行う場合は、交付決定前着手届（国実施要領別記様式第3号）を市町村長に提出するものとする。
- 2 1の規定による提出を受けた市町村長は、必要性を検討のうえ、所長に届け出るものとする。
 - 3 2の規定による提出を受けた所長は、必要性を検討のうえ、部長に写しを送付するものとする。
 - 4 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(事業の着手)

- 第7 取組主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 2 事業について、1のただし書きの規定による場合、あらかじめ国事務取扱別記様式第3号を準用し、その理由、選定方法等を市町村長に提出し、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争に付し、又は随意契約をするものとする。

- 3 2の規定による提出を受けた市町村長は、所長に提出するものとする。
- 4 3の規定による提出を受けた所長は、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を行うものとする。
- 5 直接交付事業者の長は、2の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(入札結果報告・着工届)

第8 取組主体は、事業にかかる契約をしたときは、市町村長にすみやかにその結果を入札結果報告・着工(手)届(国事務取扱別記様式第1号準用)により報告するものとする。この場合の各様式は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ」を「園芸産地における事業継続強化対策補助金」と読み替えるものとする。

- 2 1の規定による提出を受けた市町村長は、所長に提出するものとする。
- 3 直接交付事業者は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(変更届)

第9 取組主体は、県交付要綱別表に規定する重要な変更をする場合には、県交付要綱第5条に基づいて行うものとするが、県交付要綱第4条第1項に規定する軽微な変更を行う場合には、市町村長にすみやかに文書により届け出るものとする。

- 2 1の規定による文書の提出を受けた市町村長は、変更届(第5号様式)を所長に提出するものとする。
- 3 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第10 取組主体は、事業が完了したときは、市町村長が定める補助金交付要綱等に基づき補助金実績報告書を作成し、必要な書類を添付して市町村長に提出するものとする。

- 2 1の規定による提出を受けた市町村長は、当該報告書を審査し、全ての交付対象事業が適正に完了したことを確認して県交付要綱第9条第1項による実績報告書を作成し、必要な書類を添付して所長に提出するものとする。
- 3 1の規定でいう必要な書類とは、産地事業計画書(国実施要領別記様式第1号別添)(軽微な変更が生じた場合は、交付決定がなされた計画と容易に比較できるよう二段書きとし、変更前を上段に()書きすること)、取組主体が策定した「園芸産地における事業継続計画」、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し、経費の支払いを確認するための資料(契約書、請求書、領収書の写し等)及びその他事業実施を確認するための資料(写真、会議議事録の写し、作成したマニュアル等)をいう。なお、工事を伴う交付事業にあっては、出来高設計書、図面、工事写真等を添付するものとする。
- 4 所長は、2の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。
- 5 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(事業実施状況報告書)

第 11 取組主体は、国実施要領第 8 の 1 に基づき、事業実施年度から目標年度の前年度において、当該年度における事業の実施状況を国実施要領別記様式第 4 号により作成し、報告に係る年度の翌年度の 5 月末日までに市町村長に報告するものとする。

2 1 の規定による報告を受けた市町村長は、当該報告書の内容を検討し、必要に応じて取組主体に対して適切な措置を講じるとともに、報告に係る年度の翌年度の 6 月末日までに所長に提出するものとする。

3 所長は、2 の規定による提出を受けたときは、7 月末日までに写しを部長に提出するものとする。

4 直接交付事業者は、1 の規定にかかわらず、7 月末日までに直接知事に提出するものとする。

(事業評価報告書)

第 12 取組主体は、国実施要領第 9 の 1 に準じ、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について自己評価を行い、国実施要領別記様式第 6 号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の 5 月末日までに市町村長に提出するものとする。

2 1 の規定による提出を受けた市町村長は、当該報告の内容を点検評価し、目標年度の翌年度の 6 月末日までに所長に提出するものとする。

3 所長は、2 の規定による提出を受けたときは、7 月末日までに写しを部長に提出するものとする。

4 直接交付事業者は、1 の規定にかかわらず、7 月末日までに直接知事に提出するものとする。

(成果確認検査)

第 13 知事又は所長は、県交付要綱第 9 条に基づく実績報告書の提出を受けたときは事業の成果確認検査を行うものとする。事業の確認検査に当たっては、「農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領」（平成 6 年 4 月 1 日付け 6 農第 3 6 号農林水産部長通知）に基づいて行うものとする。

(補助金の額の確定)

第 14 知事又は所長は、前項の成果確認検査により、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。補助金の額の確定に当たっては、「補助金等の額の確定に関する事務取扱について」（昭和 5 0 年 1 月 2 7 日付け 5 0 農林第 1 4 号農地林務部長通知）又は「補助金等の額の確定について」（昭和 5 1 年 8 月 2 0 日付け 5 1 農政号外農政部長通知）に基づいて行うものとする。

(財産の処分等)

第 15 取組主体は、交付事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等適正化法に基づき処分等しようとする場合には、国事務取扱による各申請書を市町村長に提出するものとする。

- 2 前項の承認申請書の提出を受けた市町村長は、これを所長を経由して知事に提出するものとする。
- 3 直接交付事業者は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年7月8日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、福島県農業ハウス強靱化緊急対策事業実施要領（令和元年6月25日付け元生流第1257号福島県農林水産部長通知。以下「旧実施要領」という。）は廃止する。
- 3 旧実施要領に基づき令和2年度までに実施した事業については、なお従前の例による。